

3 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調

(1) 全国計

(その1) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	7,398,730	1	3	2,466,243
			1,335,062	2	3	890,042
	第 2 項	(変電所・電気事業用)	3,509,469	1	2	1,754,734
			2,336,515	3	5	1,401,925
	第 3 項	(新線構築物)	1,125,658	3	4	844,243
			91,021,279	1	3	30,340,431
	第 4 項	(新線立体交差化施設)	33,380,236	2	3	22,253,494
			17,978,762	1	6	2,996,461
	第 5 項	(ガス事業用資産)	6,862,437	1	3	2,287,479
			290,665,120	1	3	96,893,123
	第 6 項	(農業協同組合等共同利用設備)	148,780,915	2	3	99,186,826
			27,767,052	1	2	13,883,522
	第 7 項	(外航船舶)	3,156,364	1	10	315,636
		(準外航船舶)	32,445,728	1	6	5,407,620
	第 8 項	(内航船舶)	4,973,002	1	4	1,243,249
			267,627,133	1	2	133,814,538
	第 9 項	(国際路線用航空機)	-	1	5	-
			-	2	15	-
第 10 項	(離島路線用航空機)	-	1	10	-	
		-	1	3	-	
第 11 項	(小型離島航空機)	-	2	3	-	
		-	1	4	-	
第 12 項	(日本放送協会)	-	1	2	-	
		199,567,548	1	2	99,787,625	
第 13 項	(日本原子力開発機構)	30,788,767	1	3	10,262,921	
		22,484,428	2	3	14,989,620	
第 14 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	6	-	
		-	1	3	-	
第 15 項	① (青函・本四 鉄道施設)	-	1	6	-	
		-	1	18	-	
第 16 項	② (青函・本四 新線構築物)	-	1	9	-	
		-	1	36	-	
第 17 項	③ (青函・本四 新線立体交差化施設)	-	1	18	-	
		-	1	8	-	
第 18 項	④ (青函・本四 変・送電用資産)	-	5	36	-	
		-	3	20	-	
第 19 項		-	1	9	-	
		-	1	12	-	
第 20 項		-	1	10	-	
		-	1	6	-	
第 21 項	(河川事業鉄軌道用資産)	-	1	3	-	
		445,378	2	3	296,919	
第 22 項	(宇宙航空研究開発機構)	11,782,593	1	3	3,927,523	
		1,462,222	2	3	974,814	
第 23 項	(海洋研究開発機構)	7,688,342	1	3	2,562,779	
		821,853	2	3	547,901	
第 24 項	(熱供給事業用資産)	60,363,807	1	3	20,121,278	
		48,371,000	2	3	32,247,352	
第 25 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	2,223,251	2	3	1,482,165	
		9,352	4	5	7,480	

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 19 項 (水資源機構)	42,547,414	1	2	21,273,707
		53,792,371	3	4	40,343,734
第 三 百 四 十 九 条 の 三	① (特定地方交通線)	120,094	1	4	30,023
	② (新線構築物)	-	1	12	-
	③ (新線立体交差化施設)	-	1	6	-
		-	1	24	-
	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	12	-
		-	1	24	-
	⑤ (変・送電用資産)	-	1	10	-
		-	3	16	-
		-	5	24	-
		8,902	9	40	-
	-	1	6	1,483	
	-	1	8	-	
	-	3	20	-	
	48,423,596	1	3	16,141,189	
	628,900	2	3	419,269	
	22,784,267	1	2	11,392,165	
	568,747	1	3	189,607	
	70,229	2	3	46,840	
	99,991	1	6	16,666	
	11,080,414	1	2	5,540,206	
	992,520	1	3	330,842	
	175,772	1	6	29,298	
	93,804	1	3	31,268	
	18,990	1	6	3,165	
	37,445	1	3	12,480	
	680	1	6	114	
	4,206,807	1	3	1,402,267	
	140,924	1	6	23,488	
	154	1	4	38	
	-	1	2	-	
	1,073,646	1	2	536,792	
	-	1	3	-	
	63,498	1	6	10,583	
	3,155,713	2	5	1,262,285	
	2,616,229	3	4	1,962,172	
	28,395	5	6	23,663	
	124,648	9	10	112,183	
	3,289,262	1	2	1,644,630	
	2,168,904	3	5	1,301,339	
	58,364,746	1	2	29,182,373	
	384,426	1	6	64,071	
	30,000	1	2	15,000	
	855,741	1	3	285,248	
	-	1	6	-	
	-	1	6	-	
	961,027	2	3	640,685	
	1,726,767	3	4	1,295,074	
	3,909,680	1	2	1,954,840	

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第13項 (立体交差化施設)	6,901	-	-	3,433	
	旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)	6,029	1	2	3,015	
	旧第21項	(車庫構築物)	2,520,841	1	2	1,260,421
		(車庫構築物・立体交差化施設)	279,292	3	4	209,469
		-	1	6	-	
		-	1	3	-	
	旧第25項 (住宅・都市整備公団)	-	1	2	-	
		30,818	1	3	10,273	
	-	1	2	-		
旧第32項 (雪崩・落石等対策設備)	-	3	4	-		
	-	2	3	-		
法 附 則 第 十 五 条	第1項 (外国貿易用コンテナ)	1,298,278,711	4	5	567,957,518	
	第2項 (倉庫等)	611,961	1	2	305,979	
		4,186,536	3	4	3,140,096	
		1,240	5	6	1,033	
	第3項 (特定自転車駐車場)	-	2	3	-	
		548,618,101	1	6	91,445,679	
	第4項 (公共の危害防止施設等)	65,822,236	1	3	21,940,750	
		5,454,738	2	3	3,636,518	
		24,547,162	1	2	12,273,578	
	第5項 (公害防止設備)	31,241,543	1	3	10,413,840	
		3,236,921	2	3	2,157,964	
		8,997,116	1	2	4,498,560	
	第6項 (公共危害防止構築物)	3,037,935	1	3	1,012,642	
		2,380,834	1	2	1,190,417	
		164,509	3	5	98,702	
	第7項 (公害防止優良更新施設)	1,826,943	1	2	913,474	
		1,184,281	2	3	789,518	
	第8項 (産業廃棄物焼却施設等)	35,107,404	2	3	23,405,040	
2,807,337		5	6	2,339,447		
第9項 (国内路線用航空機)	974,637	2	3	649,758		
	-	1	2	-		
	258,933	1	2	129,467		
第10項 (特定駐車場)	64,490	2	3	42,992		
	343,312	5	6	286,096		
	-	7	8	-		
第11項 (緑化施設)	429,639	1	2	214,822		
第12項 (鉄道駅の耐震補強工事)	-	2	3	-		
第13項 (地域エネルギー利用施設)	99,656,449	5	6	83,044,756		
	1,039,417	7	8	909,489		
	116,586	9	10	104,927		
第15項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	14,298,139	1	2	7,149,069		
	3,896,376	3	5	2,337,824		
第16項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	-	1	2	-		
	42,987,849	1	5	8,597,570		
第17項	(沖縄電力株)	-	2	3	-	
		-	2	9	-	
		-	4	9	-	
	(沖縄電力株) 変・送電用資産)	-	1	3	-	
		-	1	2	-	
	-	2	5	-		
第18項 (廃棄物再生処理用機械設備)	11,847,048	2	3	7,898,028		
	15,191,165	3	4	11,393,558		

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 19 項 (遺伝子組換え技術等に係る公共危害防止設備)	940	2	3	627
		827,518	3	4	620,640
		-	3	4	-
附	第 20 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	57,578	2	3	38,386
		7,114	4	5	5,691
		7,300	1	2	3,650
則	第 21 項 (共同研究施設)	38,188	3	4	28,641
		930	1	2	465
		148,686,587	3	4	111,540,956
第	第 24 項 (広帯域加入者網構築設備)	7,971,169	4	5	6,376,817
		3,970,635	3	4	2,977,997
		2,993,655	3	4	2,245,371
第	第 25 項 (電気通信信頼性向上設備)	22,519,408	4	5	18,015,738
		125,553	2	3	83,702
		796,158	5	6	663,462
第	第 26 項 (有線テレビジョン放送施設)	4,549,729	3	4	3,412,296
		5,372,865	7	8	4,701,257
		2,294,163	5	6	1,911,739
第	第 27 項 (脱特定物質対応設備)	787,357	4	5	629,885
		410,145	5	6	341,785
		21,430	4	5	17,144
第	第 28 項 (雨水貯留浸透施設)	822	1	2	411
		1,564,384	1	2	782,191
		2,742,477	2	3	1,828,326
第	第 31 項 (障害発生防止電気通信設備)	193,225	5	6	161,021
		1,147,477	3	4	860,610
		-	1	15	-
第	第 34 項 (離島航路事業用内航船舶(349 条の 3 ⑥との連乗後))	971,878	1	3	323,958
		1,281	2	3	853
		997,333,568	-	-	413,432,307
十	① (特定鉄道事業譲受資産)	2,605	1	2	1,303
		-	1	6	-
		-	1	3	-
第	第 37 項	-	1	12	-
		-	1	6	-
		-	1	12	-
五	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-
		-	1	3	-
		-	1	4	-
第	⑤ (雪崩・落石等対策設備)	-	3	8	-
		-	1	3	-
		-	1	5	-
第	⑥ (変・送電用資産)	-	3	8	-
		-	5	12	-
		-	9	20	-
条	第 38 項 (鉄道車両安全向上設備)	-	1	3	-
		-	1	4	-
		31,714	3	10	9,514
第	第 39 項 (牛処理衛生設備)	992,884	1	2	496,442
		130,722	1	4	32,681
		1,347,100	1	2	673,551
第 40 項 (家畜排せつ物管理施設)	66,646,702	1	2	33,323,154	

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 41 項 (バリアフリー化改良工事)	191,725	2	3	127,816
	第 42 項 (低床車両)	3,670,221	1	4	917,555
	第 43 項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	5,206,439	1	3	1,735,480
	第 44 項 (公共荷さばき施設)	936,436	1	2	624,291
	第 45 項 (一般廃棄物処理施設)	69,297	1	2	34,649
	第 46 項 (新造車両)	2,221,934	1	4	1,110,967
	第 47 項 (PFI 公共施設)	17,530,568	1	2	4,382,642
	第 48 項 (都市利便施設)	8,159,727	1	2	4,079,863
	第 49 項 (IC カード利用機械)	2,599,435	1	2	1,299,717
	第 50 項 (成田国際空港(株))	279,230	3	4	139,615
附	第 51 項 (国立大学校舎)	2,338,853	1	2	1,754,144
	第 52 項 (地下駅火災対策)	32,248,876	1	2	16,124,438
	第 53 項 (地下浸水対策)	-	2	3	-
	第 54 項 (スーパー中核港湾)	-	1	2	-
	第 55 項 (都市鉄道利便増進施設)	-	1	2	-
	旧 第 1 項 (農山漁村電気施設)	2,672,940	2	3	1,336,470
	旧 第 12 項 (特定自転車駐車場)	-	1	3	-
	旧 第 13 項 (救急医療用機器)	-	1	3	-
	旧 第 14 項 (旧国際電信電話(株))	198,734	2	3	66,245
	旧 第 15 項 (地方卸売市場)	-	1	2	-
第	旧 第 15 項 (老人保健施設)	-	2	3	-
	旧 第 17 項 (① (立体交差化施設))	-	3	4	-
	旧 第 17 項 (② (旧交納付金法附則第 19 項))	-	5	6	-
	旧 第 17 項 (③ (旧交納付金法附則第 20 項))	7,818	3	4	-
	旧 第 19 項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	3,147	1	2	-
	旧 第 20 項 (水力発電施設の魚道)	24,551,966	3	5	6,576,291
	旧 第 26 項 (電線類の地中化設備)	-	1	2	-
	旧 第 28 項 (新世代通信網構築設備)	60,476	4	5	-
	旧 第 32 項 (食品流通改善設備)	6,0476	3	4	48,381
	旧 第 35 項 (生物系特定産業技術研究推進機構)	2,657,568	3	4	-
十	旧 第 35 項 (不正アクセス防止設備)	6,852,705	5	6	1,993,150
	旧 第 36 項 (物品製造・鉱物掘採事業用資産)	7,820,069	7	8	5,710,523
	旧 第 43 項 (特定事業所等の電気通信設備)	-	1	6	6,842,559
	旧 第 45 項 (雲仙岳噴火災害に係る代替鉄道事業用資産)	-	-	-	-
	旧 第 50 項 (化製場)	7,818	-	-	5,924
	旧 第 51 項 (飼料製造施設)	3,147	1	2	1,536
	旧 第 1 項 (農山漁村電気施設)	24,551,966	2	3	12,275,984
	旧 第 12 項 (特定自転車駐車場)	-	5	6	-
	旧 第 13 項 (救急医療用機器)	96,050	9	10	80,042
	旧 第 14 項 (旧国際電信電話(株))	3,692,368	4	5	3,323,075
五	旧 第 15 項 (地方卸売市場)	287,081	7	8	229,665
	旧 第 15 項 (老人保健施設)	35,047	3	4	30,666
	旧 第 17 項 (① (立体交差化施設))	15,001,480	4	5	11,251,271
	旧 第 17 項 (② (旧交納付金法附則第 19 項))	28,375,090	1	2	22,699,103
	旧 第 17 項 (③ (旧交納付金法附則第 20 項))	3,910,856	2	3	3,520,170
	旧 第 19 項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	52,735	1	3	35,156
	旧 第 20 項 (水力発電施設の魚道)	370	2	3	246
	旧 第 26 項 (電線類の地中化設備)	207,073	2	3	138,050
	旧 第 28 項 (新世代通信網構築設備)	85,249	4	5	68,199
	旧 第 32 項 (食品流通改善設備)	10,389,162	4	5	8,311,361
条	旧 第 35 項 (生物系特定産業技術研究推進機構)	14,324,185	9	10	12,891,715
	旧 第 35 項 (不正アクセス防止設備)	132,703	2	3	88,470
	旧 第 43 項 (特定事業所等の電気通信設備)	-	2	3	-
	旧 第 45 項 (雲仙岳噴火災害に係る代替鉄道事業用資産)	-	2	3	-
	旧 第 50 項 (化製場)	5,186,417	1	2	2,593,209
	旧 第 51 項 (飼料製造施設)	12,396,201	1	2	6,198,100

(その6) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第 1 項 ① (旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	219,534,284	1	3	123,422,025	
	① (三島特例)	5,581,403	1	2	2,790,692	
	三 島 特 例 と 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と の 連 乗	② (新線構築物)	-	1	6	-
		③ (新線立体交差化施設)	-	1	3	-
		④ (新造車両)	-	1	12	-
		⑤ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	6	-
		⑥ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	4	-
		⑦ (青函・本四 新線構築物)	-	1	12	-
		⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	36	-
			-	1	18	-
			-	1	72	-
			-	1	36	-
		⑨ (青函・本四 変・送電用資産)	-	5	72	-
			-	1	30	-
			-	1	16	-
			-	1	24	-
		-	1	18	-	
		-	1	20	-	
		-	1	6	-	
		-	1	3	-	
	-	1	12	-		
	-	1	4	-		
	-	3	8	-		
	-	1	12	-		
	-	1	6	-		
	-	1	4	-		
	-	3	8	-		
	-	1	3	-		
	-	5	12	-		
	-	1	4	-		
	-	1	3	-		
	-	3	8	-		
	-	3	10	-		
法五 附条 第 十 三 条 の 三	第 1 項 ① (承継特例)	74,393	3	5	44,638	
皇 土 委 三 附 則	承継島交金の 継と・納法連 特三旧付と乗	4,414	-	-	2,124	
	② (旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	384	3	10	115	
	③ (三島特例)	3,147	-	-	1,537	
	④ (三島・旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	11,296	-	-	5,572	
第 2 項 (基盤整備事業)	10,326	-	-	5,163		
第 11 項 (三宅村特例)	-	1	2	-		
旧第 11 項 (立体交差化施設)	-	1	3	-		

(2) 大都市計

(その1) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	129,473	1	3	43,159
		(変電所・電気事業用)	23,334 92,477	2 1	3 2	15,554 46,238
第	第 2 項	(新線構築物)	42,321,286	1	3	14,107,098
		(新線立体交差化施設)	23,722,745 372	2 1	3 6	15,815,165 62
三	第 3 項	(ガス事業用資産)	38,689,947	1	3	12,896,552
	第 4 項	(農業協同組合等共同利用設備)	46,033,275 436,269	2 1	3 2	30,688,840 218,134
百	第 5 項	(外航船舶)	-	1	10	-
		(準外航船舶)	2,259,271 2,222	1 1	6 4	376,545 555
四	第 6 項	(内航船舶)	64,331,027	1	2	32,165,506
		(国際路線用航空機)	-	1	5	-
十	第 7 項	(離島路線用航空機)	-	2	15	-
		(小型離島航空機)	-	1	10	-
九	第 8 項	(離島路線用航空機)	-	1	3	-
		(小型離島航空機)	-	2	3	-
十	第 9 項	(日本放送協会)	-	1	4	-
		(日本原子力開発機構)	95,606,190 190,924	1 1	2 3	47,803,094 63,643
九	第 10 項	(日本放送協会)	7,118	2	3	4,747
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	6	-
条	第 11 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	3	-
		① (青函・本四 鉄道施設)	-	1	6	-
の	第 12 項	② (青函・本四 新線構築物)	-	1	18	-
		③ (青函・本四 新線立体交差化施設)	-	1	9	-
三	第 13 項	④ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	36	-
		(河川事業鉄軌道用資産)	-	1	18	-
三	第 14 項	(河川事業鉄軌道用資産)	-	1	8	-
		(宇宙航空研究開発機構)	-	5	36	-
の	第 15 項	(宇宙航空研究開発機構)	-	3	20	-
		(海洋研究開発機構)	-	1	9	-
三	第 16 項	(海洋研究開発機構)	-	1	12	-
		(熱供給事業用資産)	-	1	10	-
の	第 17 項	(熱供給事業用資産)	-	1	6	-
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	144,891	1	3	-
三	第 18 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	190,067	2	3	96,594
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	16,885	1	3	63,356
の	第 19 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	4,872,845	2	3	11,256
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	495,625	1	3	1,624,281
三	第 20 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	51,652,247	2	3	330,416
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	42,539,456	1	3	17,217,429
の	第 21 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	1,305,237	2	3	28,359,657
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	206	4	5	870,155
三	第 22 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	-	-	164
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	-	-	-

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 19 項 (水資源機構)	-	1	2	-	
		18,149	3	4	13,612	
第 三	① (特定地方交通線)	-	1	4	-	
	② (新線構築物)	-	1	12	-	
	③ (新線立体交差化施設)	-	1	6	-	
		-	1	24	-	
	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	12	-	
		-	1	24	-	
	⑤ (変・送電用資産)	-	1	10	-	
		-	3	16	-	
		-	5	24	-	
		-	9	40	-	
百	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	10,441,703	1	3	3,480,568	
	第 22 項 (科学技術振興機構)	171,104	2	3	114,068	
		12,140,861	1	2	6,070,433	
	第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	514,779	1	3	171,593	
		59,844	2	3	39,896	
		27,734	1	6	4,622	
	四	第 24 項 (関西国際空港(株))	-	1	2	-
		591,749	1	3	197,251	
		137,112	1	6	22,854	
		-	1	3	-	
十	第 26 項 (日本消防検定協会)	13	1	6	2	
	第 27 項 (小型船舶検査機構)	30,217	1	3	10,071	
		680	1	6	114	
	第 28 項 (軽自動車検査協会)	752,067	1	3	250,688	
九		15,277	1	6	2,544	
	第 29 項 (特定鉄道路線構築物)	-	1	4	-	
		-	1	2	-	
	第 30 項 (信用協同組合等)	435,808	1	2	217,880	
	第 32 項 (高圧ガス保安協会)	-	1	3	-	
		-	1	6	-	
条		2,569,682	2	5	1,027,873	
		1,605,411	3	4	1,204,058	
	第 33 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	-	5	6	-	
		-	9	10	-	
		1,579,930	1	2	789,965	
の		1,945,431	3	5	1,167,256	
	第 34 項 (中部国際空港)	-	1	2	-	
	第 35 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	6	-	
		-	1	2	-	
	第 36 項 (情報通信研究機構)	367,470	1	3	122,491	
	第 37 項 (社会保険診療報酬基金)	-	1	6	-	
	第 38 項 (自動車安全運転センター)	-	1	6	-	
		110	2	3	73	
三	旧 第 1 項 (変・送電用資産)	1,336,608	3	4	1,002,456	
	3,909,680	1	2	1,954,840		
	旧 第 12 項 (新造車両)					

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第13項 (立体交差化施設)	-	-	-	-	
	旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)	4,739	1	2	2,370	
	旧第21項	(車庫構築物)	2,501,335	1	2	1,250,668
		(車庫構築物・立体交差化施設)	279,284	3	4	209,463
	旧第25項 (住宅・都市整備公団)	-	1	2	-	
		-	1	3	-	
	旧第32項 (雪崩・落石等対策設備)	-	1	2	-	
		-	3	4	-	
法 附 則 第 十 五 条	第1項 (外国貿易用コンテナ)	400,509,232	2	3	-	
	第2項 (倉庫等)	-	4	5	194,507,973	
		-	1	2	-	
	第3項 (特定自転車駐車場)	-	3	4	1,938,468	
		-	5	6	-	
	第4項 (公共の危害防止施設等)	122,841,043	2	3	-	
		12,265,633	1	6	20,473,476	
	第5項 (公害防止設備)	2,124,430	1	3	4,088,538	
		8,709,994	2	3	1,416,316	
	第6項 (公共危害防止構築物)	10,423,698	1	2	4,354,997	
		111,237	1	3	3,474,572	
	第7項 (公害防止優良更新施設)	205,689	2	3	74,158	
		138,773	1	2	102,844	
	第8項 (産業廃棄物焼却施設等)	114,020	1	3	46,258	
		13,850	1	2	57,010	
	第9項 (国内路線用航空機)	94,813	3	5	8,309	
		20	1	2	47,406	
	第10項 (特定駐車場)	5,878,782	2	3	13	
53,800		2	3	3,919,183		
第11項 (緑化施設)	84,126	5	6	44,832		
	-	2	3	56,084		
第12項 (鉄道駅の耐震補強工事)	167,314	1	2	-		
	5,898	1	2	83,657		
第13項 (地域エネルギー利用施設)	269,103	2	3	3,931		
	-	5	6	224,254		
第15項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	-	7	8	-		
	380,156	1	2	190,081		
第16項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	-	2	3	-		
	2,151,871	5	6	1,793,226		
第17項	11,418	7	8	9,990		
	-	9	10	-		
第18項 (廃棄物再生処理用機械設備)	14,298,139	1	2	7,149,069		
	3,896,376	3	5	2,337,824		
第17項	-	1	2	-		
	37,200,019	1	5	7,440,003		
第17項	(沖縄電力株)	-	2	3	-	
	(沖縄電力株 変・送電用資産)	-	2	9	-	
第18項	-	4	9	-		
	-	1	3	-		
第18項	-	1	2	-		
	-	2	5	-		
第18項	2,854,695	2	3	1,903,129		
	4,784,691	3	4	3,588,518		

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額	
法	第 19 項 (遺伝子組換え技術等に係る公共危害防止設備)	-	2	3	-
		672,151	3	4	504,113
		-	3	4	-
附	第 20 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	46,232	2	3	30,821
		-	4	5	-
		5,670	1	2	2,835
則	第 21 項 (共同研究施設)	-	3	4	-
	第 22 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	-	1	2	-
	第 23 項 (高度テレビジョン放送施設)	104,324,524	3	4	78,243,403
	第 24 項 (広帯域加入者網構築設備)	5,530,628	4	5	4,424,526
		3,617,532	3	4	2,713,171
		448,117	3	4	336,085
	第 25 項 (電気通信信頼性向上設備)	10,243,478	4	5	8,194,777
		15,882	2	3	10,589
		105,099	5	6	87,581
	第 26 項 (有線テレビジョン放送施設)	589,648	3	4	442,237
		2,037,702	7	8	1,782,990
		1,251,329	5	6	1,042,776
第	第 27 項 (脱特定物質対応設備)	449,823	4	5	359,860
		108,217	5	6	90,181
		-	4	5	-
	第 28 項 (雨水貯留浸透施設)	-	1	2	-
	第 29 項 (地方卸売市場)	529,979	1	2	264,989
	第 30 項 (電気動力源自動車用設備)	1,496,433	2	3	997,626
	第 31 項 (障害発生防止電気通信設備)	12,410	5	6	10,342
	第 32 項 (鉄道駅総合改善事業)	488,491	3	4	366,369
	第 33 項 (国際船舶)	-	1	15	-
	第 34 項 (離島航路事業用内航船舶(349 条の 3 ⑥との連乗後))	-	1	3	-
	第 35 項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	1,281	2	3	853
	第 36 項 (旧交付金法附則第 17 項)	339,491,889	-	-	177,150,051
十	① (特定鉄道事業譲受資産)	-	1	2	-
		-	1	6	-
		-	1	3	-
		-	1	12	-
		-	1	6	-
		-	1	12	-
五	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-
		-	1	12	-
		-	1	6	-
		-	1	3	-
		-	1	4	-
		-	3	8	-
第 37 項	⑤ (雪崩・落石等対策設備)	-	1	3	-
		-	1	8	-
		-	1	3	-
		-	1	5	-
		-	3	8	-
		-	5	12	-
条	⑥ (変・送電用資産)	-	9	20	-
		-	1	3	-
		-	1	4	-
		-	3	10	-
		571,949	1	2	285,974
		117,448	1	4	29,362
第 39 項 (牛処理衛生設備)	-	1	2	-	
第 40 項 (家畜排せつ物管理施設)	182,681	1	2	91,340	

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 41 項 (バリアフリー化改良工事)	-	2	3	-	
	第 42 項 (低床車両)	3,144,513	1	4	786,128	
	第 43 項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	4,067,001	1	3	1,355,667	
	第 44 項 (公共荷さばき施設)	936,436	1	2	624,291	
	第 45 項 (一般廃棄物処理施設)	-	1	2	-	
	第 46 項 (新造車両)	-	1	4	-	
	第 47 項 (PFI 公共施設)	1,118,895	1	2	559,447	
	第 48 項 (都市利便施設)	2,275,529	1	2	1,137,764	
	第 49 項 (IC カード利用機械)	279,230	3	4	139,615	
	第 50 項 (成田国際空港(株))	1,083,999	1	2	812,999	
附	第 51 項 (国立大学校舎)	-	1	2	-	
	第 52 項 (地下駅火災対策)	-	2	3	-	
	第 53 項 (地下浸水対策)	-	1	2	-	
	第 54 項 (スーパー中核港湾)	-	1	2	-	
	第 55 項 (都市鉄道利便増進施設)	597,270	2	3	298,635	
	則	旧 第 1 項 (農山漁村電気施設)	-	1	3	-
		旧 第 12 項 (特定自転車駐車場)	-	2	3	-
		旧 第 13 項 (救急医療用機器)	-	1	2	-
		旧 第 14 項 (旧国際電信電話(株))	3,499,223	5	6	-
		旧 第 15 項 (地方卸売市場)	-	3	5	2,916,016
旧 第 15 項 (老人保健施設)		-	1	2	-	
旧 第 15 項 (老人保健施設)		-	4	5	-	
旧 第 15 項 (老人保健施設)		977,752	3	4	-	
旧 第 15 項 (老人保健施設)		2,923,016	5	6	733,312	
旧 第 15 項 (老人保健施設)		2,923,016	7	8	2,435,834	
十	① (立体交差化施設)	3,323,350	1	6	2,907,933	
	② (旧交納付金法附則第 19 項)	-	-	-	-	
	③ (旧交納付金法附則第 20 項)	-	-	-	-	
	旧 第 19 項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	-	1	2	-	
	旧 第 20 項 (水力発電施設の魚道)	18,457,694	2	3	9,228,848	
	旧 第 26 項 (電線類の地中化設備)	-	5	6	-	
	旧 第 26 項 (電線類の地中化設備)	9,657	9	10	8,048	
	旧 第 26 項 (電線類の地中化設備)	1,452,106	4	5	1,306,904	
	旧 第 28 項 (新世代通信網構築設備)	-	7	8	-	
	旧 第 28 項 (新世代通信網構築設備)	3,188	3	4	2,790	
五	旧 第 28 項 (新世代通信網構築設備)	6,084,299	4	5	4,563,205	
	旧 第 32 項 (食品流通改善設備)	9,702,476	1	2	7,761,954	
	旧 第 32 項 (食品流通改善設備)	530,457	2	3	477,417	
	旧 第 35 項 (生物系特定産業技術研究推進機構)	44,534	1	3	29,689	
	旧 第 35 項 (不正アクセス防止設備)	335	2	3	223	
	旧 第 35 項 (不正アクセス防止設備)	6,279	2	3	4,189	
	旧 第 36 項 (物品製造・鉱物掘採事業用資産)	13,184	4	5	10,548	
	旧 第 36 項 (物品製造・鉱物掘採事業用資産)	1,085,918	4	5	868,727	
	旧 第 43 項 (特定事業所等の電気通信設備)	1,696,674	9	10	1,526,990	
	旧 第 45 項 (雲仙岳噴火災害に係る代替鉄道事業用資産)	-	2	3	-	
条	旧 第 50 項 (化製場)	-	2	3	-	
	旧 第 50 項 (化製場)	265,307	1	2	132,653	
	旧 第 51 項 (飼料製造施設)	1,408,324	1	2	704,162	
	旧 第 51 項 (飼料製造施設)	-	-	-	-	

(その6) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額		
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第 1 項	① (旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	49,014,196	1	3	28,041,991	
		① (三島特例)	91,268	1	2	45,634	
	三 島 特 例 と 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と の 連 乗	第 2 項	② (新線構築物)	-	1	6	-
			③ (新線立体交差化施設)	-	1	3	-
			④ (新造車両)	-	1	12	-
			⑤ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	6	-
			⑥ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	12	-
			⑦ (青函・本四 新線構築物)	-	1	36	-
			⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	18	-
			⑨ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	72	-
			⑩ (河川事業等に係る鉄軌道用資産)	-	1	36	-
			⑪ (車庫構築物)	-	5	72	-
			⑫ (車庫構築物・立体交差化施設)	-	1	30	-
			⑬ (雪崩・落石等対策設備)	-	1	16	-
			⑭ (変・送電用資産)	-	1	24	-
			法 五 附 則 第 十 三 条 の 三	第 1 項	① (承継特例)	37,954	3
	② (旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	-			-	-	-
	③ (三島特例)	-			3	10	-
	④ (三島・旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	-			-	-	-
	法 五 附 則 第 十 三 条 の 三	第 2 項	(基盤整備事業)	249	-	-	124
第 11 項 (三宅村特例)			-	1	2	-	
旧第 11 項 (立体交差化施設)			-	1	3	-	

(3) 都 市 計

(その1) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	2,823,291	1	3	941,097
			1,263,341	2	3	842,229
	第 2 項	(変電所・電気事業用)	3,401,786	1	2	1,700,893
			2,051,792	3	5	1,231,092
	第 3 項	(新線構築物)	848,802	3	4	636,601
			48,567,718	1	3	16,189,241
	第 4 項	(新線立体交差化施設)	9,553,609	2	3	6,369,074
			17,978,390	1	6	2,996,399
	第 5 項	(ガス事業用資産)	6,862,437	1	3	2,287,479
			235,525,307	1	3	78,513,286
	第 6 項	(農業協同組合等共同利用設備)	97,163,033	2	3	64,774,911
			17,189,648	1	2	8,594,821
	第 7 項	(外航船舶)	3,156,364	1	10	315,636
			23,870,193	1	6	3,978,362
	第 8 項	(準外航船舶)	3,375,142	1	4	843,783
		(内航船舶)	151,669,995	1	2	75,835,967
	第 9 項	(国際路線用航空機)	-	1	5	-
			-	2	15	-
第 10 項	(離島路線用航空機)	-	1	10	-	
		-	1	3	-	
第 11 項	(小型離島航空機)	-	2	3	-	
		-	1	4	-	
第 12 項	(日本放送協会)	-	1	2	-	
		85,879,805	1	2	42,943,344	
第 13 項	(日本原子力開発機構)	2,810,410	1	3	936,803	
		1,245,342	2	3	830,229	
第 14 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	6	-	
		-	1	3	-	
第 15 項	① (青函・本四 鉄道施設)	-	1	6	-	
		-	1	18	-	
第 16 項	② (青函・本四 新線構築物)	-	1	9	-	
		-	1	36	-	
第 17 項	③ (青函・本四 新線立体交差化施設)	-	1	18	-	
		-	1	8	-	
第 18 項	④ (青函・本四 変・送電用資産)	-	5	36	-	
		-	3	20	-	
第 19 項		-	1	9	-	
		-	1	12	-	
第 20 項		-	1	10	-	
		-	1	6	-	
第 21 項	(河川事業鉄軌道用資産)	-	1	3	-	
		300,487	2	3	200,325	
第 22 項	(宇宙航空研究開発機構)	4,982,905	1	3	1,660,968	
		202,776	2	3	135,185	
第 23 項	(海洋研究開発機構)	2,815,497	1	3	938,498	
		326,228	2	3	217,485	
第 24 項	(熱供給事業用資産)	8,591,209	1	3	2,863,732	
		5,794,824	2	3	3,863,215	
第 25 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	773,438	2	3	515,626	
		5,727	4	5	4,581	

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 19 項 (水資源機構)	41,935,333	1	2	20,967,665
		15,784,671	3	4	11,838,503
第 三 百	① (特定地方交通線)	120,094	1	4	30,023
	② (新線構築物)	-	1	12	-
		-	1	6	-
	③ (新線立体交差化施設)	-	1	24	-
		-	1	12	-
		-	1	24	-
	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	12	-
		-	1	6	-
		-	1	10	-
		-	3	16	-
第 四 十	⑤ (変・送電用資産)	-	5	24	-
		-	9	40	-
		8,902	1	6	1,483
		-	1	8	-
		-	3	20	-
第 百	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	29,172,649	1	3	9,724,204
		273,566	2	3	182,380
第 四 十 九	第 22 項 (科学技術振興機構)	10,212,104	1	2	5,106,080
		53,968	1	3	18,014
	第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	10,385	2	3	6,944
		11,909	1	6	1,986
	第 24 項 (関西国際空港(株))	11,080,414	1	2	5,540,206
	第 25 項 (日本電気計器検定所)	297,951	1	3	99,318
		25,365	1	6	4,228
	第 26 項 (日本消防検定協会)	93,804	1	3	31,268
		18,977	1	6	3,163
	第 27 項 (小型船舶検査機構)	7,228	1	3	2,409
第 百 九 十 九		-	1	6	-
	第 28 項 (軽自動車検査協会)	3,157,471	1	3	1,052,489
		107,984	1	6	17,999
	第 29 項 (特定鉄道路線構築物)	154	1	4	38
		-	1	2	-
	第 30 項 (信用協同組合等)	576,821	1	2	288,404
		-	1	3	-
	第 32 項 (高圧ガス保安協会)	4,116	1	6	686
		377,703	2	5	151,081
		1,010,818	3	4	758,114
第 百 九 十 八	第 33 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	28,395	5	6	23,663
		13,358	9	10	12,022
		1,709,332	1	2	854,665
		200,339	3	5	120,203
	第 34 項 (中部国際空港)	58,364,746	1	2	29,182,373
	第 35 項 (有線放送電話業務用資産)	376,892	1	6	62,815
		19,012	1	2	9,506
	第 36 項 (情報通信研究機構)	271,152	1	3	90,384
	第 37 項 (社会保険診療報酬基金)	-	1	6	-
	第 38 項 (自動車安全運転センター)	-	1	6	-
第 三 十 三	旧 第 1 項 (変・送電用資産)	753,260	2	3	502,173
		358,112	3	4	268,584
第 三 十 二	旧 第 12 項 (新造車両)	-	1	2	-

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第13項 (立体交差化施設)	-	-	-	-	
	旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)	1,290	1	2	645	
	旧第21項	(車庫構築物)	-	1	2	-
		(車庫構築物・立体交差化施設)	-	3	4	-
		-	1	6	-	
		-	1	3	-	
	旧第25項 (住宅・都市整備公団)	30,818	1	2	-	
		-	1	3	10,273	
旧第32項 (雪崩・落石等対策設備)	-	1	2	-		
	-	3	4	-		
	-	2	3	-		
法 附 則 第 十 五 条	第1項 (外国貿易用コンテナ)	749,301,766	4	5	310,358,406	
		485,234	1	2	242,615	
	第2項 (倉庫等)	1,528,054	3	4	1,146,236	
		1,240	5	6	1,033	
	第3項 (特定自転車駐車場)	-	2	3	-	
		377,699,542	1	6	62,959,313	
	第4項 (公共の危害防止施設等)		46,981,806	1	3	15,660,614
			2,962,355	2	3	1,974,900
		15,166,025	1	2	7,583,011	
	第5項 (公害防止設備)	17,355,553	1	3	5,785,171	
		3,099,411	2	3	2,066,291	
		8,545,088	1	2	4,272,546	
	第6項 (公共危害防止構築物)		2,446,291	1	3	815,428
			2,266,743	1	2	1,133,372
		139,063	3	5	83,436	
	第7項 (公害防止優良更新施設)	1,562,587	1	2	781,295	
		1,184,261	2	3	789,505	
	第8項 (産業廃棄物焼却施設等)		27,311,384	2	3	18,207,699
		2,742,914	5	6	2,285,762	
第9項 (国内路線用航空機)		25,479	2	3	16,986	
		-	1	2	-	
第10項 (特定駐車場)		91,619	1	2	45,810	
		58,592	2	3	39,061	
	74,209	5	6	61,842		
	-	7	8	-		
第11項 (緑化施設)	45,071	1	2	22,535		
第12項 (鉄道駅の耐震補強工事)	-	2	3	-		
第13項 (地域エネルギー利用施設)		58,784,426	5	6	48,984,737	
		1,027,999	7	8	899,499	
	72,050	9	10	64,846		
第15項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	-	1	2	-		
	-	3	5	-		
第16項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)		-	1	2	-	
		-	1	5	-	
第17項	(沖縄電力株)	-	2	3	-	
	(沖縄電力株) 変・送電用資産	-	2	9	-	
	-	4	9	-		
	-	1	3	-		
	-	1	2	-		
	-	2	5	-		
第18項 (廃棄物再生処理用機械設備)		8,278,003	2	3	5,518,666	
		8,946,383	3	4	6,709,968	

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 19 項 (遺伝子組換え技術等に係る公共危害防止設備)	940	2	3	627
		155,367	3	4	116,527
附	第 20 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	-	3	4	-
		11,346	2	3	7,565
則	第 21 項 (共同研究施設)	3,272	4	5	2,618
		1,630	1	2	815
第	第 22 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	2,756	3	4	2,067
		-	1	2	-
十	第 23 項 (高度テレビジョン放送施設)	42,680,255	3	4	32,036,199
		2,200,350	4	5	1,760,161
五	第 24 項 (広帯域加入者網構築設備)	345,811	3	4	259,357
		2,329,743	3	4	1,747,341
条	第 25 項 (電気通信信頼性向上設備)	9,817,407	4	5	7,854,091
		107,904	2	3	71,935
第	第 26 項 (有線テレビジョン放送施設)	649,580	5	6	541,317
		2,193,683	3	4	1,645,262
十	第 27 項 (脱特定物質対応設備)	3,174,875	7	8	2,778,015
		1,018,491	5	6	848,679
五	第 28 項 (雨水貯留浸透施設)	283,117	4	5	226,497
		205,339	5	6	171,113
第	第 29 項 (地方卸売市場)	-	4	5	-
		-	1	2	-
十	第 30 項 (電気動力源自動車用設備)	1,017,645	1	2	508,822
		1,246,044	2	3	830,700
五	第 31 項 (障害発生防止電気通信設備)	180,815	5	6	150,679
		658,986	3	4	494,241
第	第 32 項 (鉄道駅総合改善事業)	-	1	15	-
		-	1	3	-
十	第 33 項 (国際船舶)	732,242	1	3	244,080
		-	2	3	-
五	第 34 項 (離島航路事業用内航船舶(349 条の 3 ⑥との連乗後))	-	-	-	-
		558,601,994	-	-	188,851,326
第	第 35 項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	2,605	1	2	1,303
		-	1	6	-
十	第 36 項 (旧交付付金法附則第 17 項)	-	1	3	-
		-	1	12	-
五	第 37 項 (雪崩・落石等対策設備)	-	1	6	-
		-	1	12	-
第	第 38 項 (鉄道車両安全向上設備)	-	1	6	-
		-	1	3	-
十	第 39 項 (牛処理衛生設備)	-	1	4	-
		-	3	8	-
五	第 40 項 (家畜排せつ物管理施設)	-	1	3	-
		-	1	5	-
第	第 38 項 (鉄道車両安全向上設備)	-	5	12	-
		-	9	20	-
十	第 39 項 (牛処理衛生設備)	-	1	3	-
		-	1	4	-
五	第 40 項 (家畜排せつ物管理施設)	-	1	4	-
		-	3	10	-
第	第 38 項 (鉄道車両安全向上設備)	390,841	1	2	195,421
		13,274	1	4	3,319
十	第 39 項 (牛処理衛生設備)	970,999	1	2	485,500
		15,114,719	1	2	7,557,367

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 41 項 (バリアフリー化改良工事)	191,725	2	3	127,816	
	第 42 項 (低床車両)	525,708	1	4	131,427	
	第 43 項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	1,139,438	1	3	379,813	
		-	1	2	-	
	第 44 項 (公共荷さばき施設)	45,994	1	2	22,997	
	第 45 項 (一般廃棄物処理施設)	2,221,934	1	4	1,110,967	
		16,935,044	1	2	4,233,761	
	第 46 項 (新造車両)	7,040,832	1	2	3,520,416	
	第 47 項 (PFI 公共施設)	323,906	1	2	161,953	
	第 48 項 (都市利便施設)	-	3	4	-	
附	第 49 項 (IC カード利用機械)	1,124,553	1	2	843,419	
	第 50 項 (成田国際空港株)	31,567,675	1	2	15,783,837	
	第 51 項 (国立大学校舎)	-	2	3	-	
	第 52 項 (地下駅火災対策)	-	1	2	-	
	第 53 項 (地下浸水対策)	-	1	2	-	
	第 54 項 (スーパー中枢港湾)	-	2	3	-	
	第 55 項 (都市鉄道利便増進施設)	-	1	3	-	
		-	2	3	-	
	則	旧 第 1 項 (農山漁村電気施設)	-	1	2	-
			-	2	3	-
旧 第 12 項 (特定自転車駐車場)		-	3	4	-	
		-	5	6	-	
旧 第 13 項 (救急医療用機器)		4,315,610	3	5	3,596,344	
旧 第 14 項 (旧国際電信電話株)		-	1	2	-	
		-	4	5	-	
第 15 項 (地方卸売市場)		60,349	3	4	48,279	
		-	3	4	-	
旧 第 15 項 (老人保健施設)		1,235,683	5	6	926,736	
	3,071,861	7	8	2,559,856		
	3,699,340	1	6	3,236,920		
十	① (立体交差化施設)	-	-	-	-	
	旧 第 17 項 ② (旧交納付金法附則第 19 項)	4,672	-	-	4,388	
	③ (旧交納付金法附則第 20 項)	-	1	2	-	
	旧 第 19 項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	-	2	3	-	
	旧 第 20 項 (水力発電施設の魚道)	-	5	6	-	
		62,678	9	10	52,232	
	旧 第 26 項 (電線類の地中化設備)	2,044,502	4	5	1,839,987	
		123,861	7	8	99,087	
		31,859	3	4	27,876	
	第 28 項 (新世代通信網構築設備)	8,634,215	4	5	6,475,659	
	16,037,797	1	2	12,829,271		
五	旧 第 32 項 (食品流通改善設備)	2,045,942	2	3	1,841,434	
		8,201	1	3	5,467	
	旧 第 35 項 (生物系特定産業技術研究推進機構)	35	2	3	23	
	旧 第 35 項 (不正アクセス防止設備)	200,794	2	3	133,861	
		44,474	4	5	35,578	
	第 36 項 (物品製造・鉱物掘採事業用資産)	8,759,538	4	5	7,007,668	
		10,781,112	9	10	9,702,969	
	旧 第 43 項 (特定事業所等の電気通信設備)	132,703	2	3	88,470	
	旧 第 45 項 (雲仙岳噴火災害に係る代替鉄道事業用資産)	-	2	3	-	
	旧 第 50 項 (化製場)	916,591	1	2	458,296	
旧 第 51 項 (飼料製造施設)	10,929,671	1	2	5,464,834		

(その6) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第 1 項	① (旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	101,790,812	1	3	59,761,934
		① (三島特例)	1,552,431	1	2	776,215
	三島特例と法第三百四十九条の三各項目との連乗	② (新線構築物)	-	1	6	-
		③ (新線立体交差化施設)	-	1	3	-
		④ (新造車両)	-	1	12	-
		⑤ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	6	-
		⑥ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	4	-
		⑦ (青函・本四 新線構築物)	-	1	12	-
		⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	6	-
		⑨ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	36	-
			-	1	18	-
			-	1	72	-
			-	1	36	-
			-	5	72	-
			-	1	30	-
			-	1	16	-
		-	1	24	-	
		-	1	18	-	
		-	1	20	-	
		-	1	6	-	
	-	1	3	-		
	-	1	12	-		
	-	1	4	-		
	-	3	8	-		
	-	1	12	-		
	-	1	6	-		
	-	1	4	-		
	-	3	8	-		
	-	1	3	-		
	-	5	12	-		
	-	1	4	-		
	-	1	3	-		
	-	1	5	-		
	-	3	8	-		
	-	3	10	-		
法五附則第十三条の三	第 1 項	① (承継特例)	25,159	3	5	15,094
		② (旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	-	-	-	-
		③ (三島特例)	121	3	10	36
		④ (三島・旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	-	-	-	-
	第 2 項	(基盤整備事業)	7,899	-	-	3,911
旧附則第十三条の三	第 11 項	(三宅村特例)	-	1	2	-
	旧第 11 項	(立体交差化施設)	-	1	3	-

(4) 町 村 計

(その1) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	4,445,966	1	3	1,481,987
			48,387	2	3	32,259
	第 2 項	(変電所・電気事業用)	15,206	1	2	7,603
			284,723	3	5	170,833
	第 3 項	(新線構築物)	276,856	3	4	207,642
			132,275	1	3	44,092
	第 4 項	(新線立体交差化施設)	103,882	2	3	69,255
			-	1	6	-
	第 5 項	(ガス事業用資産)	-	1	3	-
			16,449,866	1	3	5,483,285
	第 6 項	(農業協同組合等共同利用設備)	5,584,607	2	3	3,723,075
			10,141,135	1	2	5,070,567
	第 7 項	(外航船舶)	-	1	10	-
			6,316,264	1	6	1,052,713
	第 8 項	(準外航船舶)	1,595,638	1	4	398,911
		(内航船舶)	51,626,111	1	2	25,813,065
	第 9 項	(国際路線用航空機)	-	1	5	-
			-	2	15	-
第 10 項	(離島路線用航空機)	-	1	10	-	
		-	1	3	-	
第 11 項	(小型離島航空機)	-	2	3	-	
		-	1	4	-	
第 12 項	(日本放送協会)	-	1	2	-	
		18,081,553	1	2	9,041,187	
第 13 項	(日本原子力開発機構)	27,787,433	1	3	9,262,475	
		21,231,968	2	3	14,154,644	
第 14 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	6	-	
		-	1	3	-	
第 15 項	① (青函・本四 鉄道施設)	-	1	6	-	
		-	1	18	-	
第 16 項	② (青函・本四 新線構築物)	-	1	9	-	
		-	1	36	-	
第 17 項	③ (青函・本四 新線立体交差化施設)	-	1	18	-	
		-	1	8	-	
第 18 項	④ (青函・本四 変・送電用資産)	-	5	36	-	
		-	3	20	-	
第 19 項		-	1	9	-	
		-	1	12	-	
第 20 項		-	1	10	-	
		-	1	6	-	
第 21 項	(河川事業鉄軌道用資産)	-	1	3	-	
		-	2	3	-	
第 22 項	(宇宙航空研究開発機構)	6,609,621	1	3	2,203,199	
		1,242,561	2	3	828,373	
第 23 項	(海洋研究開発機構)	-	1	3	-	
		-	2	3	-	
第 24 項	(熱供給事業用資産)	120,351	1	3	40,117	
		36,720	2	3	24,480	
第 25 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	144,576	2	3	96,384	
		3,419	4	5	2,735	

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 19 項 (水資源機構)	612,081	1	2	306,042	
		37,989,551	3	4	28,491,619	
第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 20 項	① (特定地方交通線)	-	1	4	-
		② (新線構築物)	-	1	12	-
		③ (新線立体交差化施設)	-	1	6	-
		④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	24	-
		⑤ (変・送電用資産)	-	1	12	-
		-	1	6	-	
		-	1	10	-	
		-	3	16	-	
		-	5	24	-	
		-	9	40	-	
	-	1	6	-		
	-	1	8	-		
	-	3	20	-		
	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	8,809,244	1	3	2,936,417	
	第 22 項 (科学技術振興機構)	184,230	2	3	122,821	
		431,302	1	2	215,652	
	第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	-	1	3	-	
		-	2	3	-	
	第 24 項 (関西国際空港(株))	60,348	1	6	10,058	
	第 25 項 (日本電気計器検定所)	102,820	1	2	34,273	
		13,295	1	3	2,216	
	第 26 項 (日本消防検定協会)	-	1	6	-	
	第 27 項 (小型船舶検査機構)	-	1	3	-	
		-	1	6	-	
	第 28 項 (軽自動車検査協会)	297,269	1	3	99,090	
		17,663	1	6	2,945	
	第 29 項 (特定鉄道路線構築物)	-	1	4	-	
	第 30 項 (信用協同組合等)	61,017	1	2	30,508	
	第 32 項 (高圧ガス保安協会)	-	1	3	-	
		59,382	1	6	9,897	
		208,328	2	5	83,331	
		-	3	4	-	
	第 33 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	-	5	6	-	
		111,290	9	10	100,161	
		-	1	2	-	
	第 34 項 (中部国際空港)	23,134	3	5	13,880	
	第 35 項 (有線放送電話業務用資産)	7,534	1	6	1,256	
		10,988	1	2	5,494	
	第 36 項 (情報通信研究機構)	217,119	1	3	72,373	
	第 37 項 (社会保険診療報酬基金)	-	1	6	-	
	第 38 項 (自動車安全運転センター)	-	1	6	-	
	旧 第 1 項 (変・送電用資産)	207,657	2	3	138,439	
		32,047	3	4	24,034	
	旧 第 12 項 (新造車両)	-	1	2	-	

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第13項 (立体交差化施設)	6,901	-	-	3,433	
	旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)	-	1	2	-	
	旧第21項	(車庫構築物)	19,506	1	2	9,753
		(車庫構築物・立体交差化施設)	8	3	4	6
	旧第25項 (住宅・都市整備公団)		-	1	6	-
			-	1	3	-
	旧第32項 (雪崩・落石等対策設備)		-	1	2	-
			-	3	4	-
法 附 則 第 十 五 条	第1項 (外国貿易用コンテナ)	148,467,713	2	3	-	
	第2項 (倉庫等)	126,727	4	5	63,091,139	
		73,855	1	2	63,364	
	第3項 (特定自転車駐車場)	-	3	4	55,392	
		-	5	6	-	
	第4項 (公共の危害防止施設等)	48,077,516	2	3	-	
		6,574,797	1	6	8,012,890	
	第5項 (公害防止設備)	367,953	1	3	2,191,598	
		671,143	2	3	245,302	
	第6項 (公共危害防止構築物)	3,462,292	1	2	335,570	
		26,273	1	3	1,154,097	
	第7項 (公害防止優良更新施設)	246,339	2	3	17,515	
		452,871	1	2	123,170	
	第8項 (産業廃棄物焼却施設等)	71	1	3	150,956	
		11,596	1	2	35	
	第9項 (国内路線用航空機)	169,543	3	5	6,957	
		-	1	2	84,773	
	第10項 (特定駐車場)	-	2	3	-	
-		2	3	-		
第11項 (緑化施設)	4,412	5	6	-		
	-	1	2	-		
第12項 (鉄道駅の耐震補強工事)	-	1	2	-		
	-	2	3	-		
第13項 (地域エネルギー利用施設)	38,720,152	5	6	32,266,793		
	-	7	8	-		
第15項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	44,536	9	10	40,081		
	-	1	2	-		
第16項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	-	3	5	-		
	-	1	2	-		
第17項	(沖縄電力株)	5,787,830	1	5	1,157,567	
	(沖縄電力株) 変・送電用資産	-	2	3	-	
		-	2	9	-	
	-	4	9	-		
	-	1	3	-		
第18項 (廃棄物再生処理用機械設備)	-	1	2	-		
	-	2	5	-		
	714,350	2	3	476,233		
	1,460,091	3	4	1,095,072		

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額		
法	第 19 項 (遺伝子組換え技術等に係る公共危害防止設備)	-	2	3	-	
		-	3	4	-	
		-	3	4	-	
附	第 20 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	-	2	3	-	
		3,842	4	5	3,073	
		-	1	2	-	
則	第 21 項 (共同研究施設)	35,432	3	4	26,574	
	第 22 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	930	1	2	465	
	第 23 項 (高度テレビジョン放送施設)	1,681,808	3	4	1,261,354	
	第 24 項 (広帯域加入者網構築設備)	240,191	4	5	192,130	
		7,292	3	4	5,469	
	第 25 項 (電気通信信頼性向上設備)	215,795	3	4	161,945	
		2,458,523	4	5	1,966,870	
		1,767	2	3	1,178	
		41,479	5	6	34,564	
	第 26 項 (有線テレビジョン放送施設)	1,766,398	3	4	1,324,797	
		160,288	7	8	140,252	
		24,343	5	6	20,284	
		54,417	4	5	43,528	
		96,589	5	6	80,491	
	第	第 27 項 (脱特定物質対応設備)	21,430	4	5	17,144
第 28 項 (雨水貯留浸透施設)		822	1	2	411	
第 29 項 (地方卸売市場)		16,760	1	2	8,380	
第 30 項 (電気動力源自動車用設備)		-	2	3	-	
第 31 項 (障害発生防止電気通信設備)		-	5	6	-	
第 32 項 (鉄道駅総合改善事業)		-	3	4	-	
第 33 項 (国際船舶)		-	1	15	-	
第 34 項 (離島航路事業用内航船舶(349 条の 3 ⑥との連乗後))		239,636	1	3	79,878	
第 35 項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)		-	2	3	-	
第 36 項 (旧交納付金法附則第 17 項)		99,239,685	-	-	47,430,930	
十		① (特定鉄道事業譲受資産)	-	1	2	-
		② (新線構築物)	-	1	6	-
		-	1	3	-	
	③ (立体交差化施設)	-	1	12	-	
		-	1	6	-	
	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	12	-	
五		-	1	6	-	
	第 37 項	-	1	3	-	
	⑤ (雪崩・落石等対策設備)	-	1	4	-	
		-	3	8	-	
		-	1	3	-	
		-	1	5	-	
条	⑥ (変・送電用資産)	-	3	8	-	
		-	5	12	-	
		-	9	20	-	
		-	1	3	-	
		-	1	4	-	
		31,714	3	10	9,514	
第 38 項 (鉄道車両安全向上設備)	30,094	1	2	15,047		
第 39 項 (牛処理衛生設備)	376,101	1	4	-		
第 40 項 (家畜排せつ物管理施設)	51,349,302	1	2	188,051		
				25,674,447		

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 41 項 (バリアフリー化改良工事)	-	2	3	-
	第 42 項 (低床車両)	-	1	4	-
	第 43 項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	-	1	3	-
	第 44 項 (公共荷さばき施設)	23,303	1	2	11,652
	第 45 項 (一般廃棄物処理施設)	-	1	4	-
	第 46 項 (新造車両)	595,524	1	2	148,881
	第 47 項 (PFI 公共施設)	-	1	2	-
	第 48 項 (都市利便施設)	-	3	4	-
	第 49 項 (IC カード利用機械)	130,301	1	2	97,726
	第 50 項 (成田国際空港(株))	681,201	1	2	340,601
附	第 51 項 (国立大学校舎)	-	2	3	-
	第 52 項 (地下駅火災対策)	-	1	2	-
	第 53 項 (地下浸水対策)	-	1	2	-
	第 54 項 (スーパー中核港湾)	2,075,670	2	3	1,037,835
	第 55 項 (都市鉄道利便増進施設)	-	1	3	-
	旧 第 1 項 (農山漁村電気施設)	198,734	2	3	66,245
	旧 第 12 項 (特定自転車駐車場)	-	1	2	-
	旧 第 13 項 (救急医療用機器)	-	2	3	-
	旧 第 14 項 (旧国際電信電話(株))	76,717	3	4	63,931
	旧 第 15 項 (地方卸売市場)	-	5	6	-
第	旧 第 15 項 (老人保健施設)	127	3	4	102
	旧 第 15 項 (老人保健施設)	-	3	4	-
	旧 第 15 項 (老人保健施設)	444,133	5	6	333,102
	旧 第 15 項 (老人保健施設)	857,828	7	8	714,833
	旧 第 15 項 (老人保健施設)	797,379	1	6	697,706
	旧 第 17 項 ① (立体交差化施設)	-	-	-	-
	旧 第 17 項 ② (旧交納付金法附則第 19 項)	3,146	-	-	1,536
	旧 第 17 項 ③ (旧交納付金法附則第 20 項)	3,147	1	2	1,536
	旧 第 19 項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	6,094,272	2	3	3,047,136
	旧 第 20 項 (水力発電施設の魚道)	-	5	6	-
十	旧 第 26 項 (電線類の地中化設備)	23,715	9	10	19,762
	旧 第 26 項 (電線類の地中化設備)	195,760	4	5	176,184
	旧 第 26 項 (電線類の地中化設備)	163,220	7	8	130,578
	旧 第 26 項 (電線類の地中化設備)	-	3	4	-
	旧 第 28 項 (新世代通信網構築設備)	282,966	4	5	212,407
	旧 第 28 項 (新世代通信網構築設備)	2,634,817	1	2	2,107,878
	旧 第 32 項 (食品流通改善設備)	1,334,457	2	3	1,201,319
	旧 第 35 項 (生物系特定産業技術研究推進機構)	-	1	3	-
	旧 第 35 項 (不正アクセス防止設備)	-	2	3	-
	旧 第 35 項 (不正アクセス防止設備)	27,591	2	3	-
五	旧 第 36 項 (物品製造・鉱物掘採事業用資産)	543,706	4	5	22,073
	旧 第 36 項 (物品製造・鉱物掘採事業用資産)	1,846,399	4	5	434,966
	旧 第 43 項 (特定事業所等の電気通信設備)	-	9	10	1,661,756
	旧 第 43 項 (特定事業所等の電気通信設備)	-	2	3	-
	旧 第 45 項 (雲仙岳噴火災害に係る代替鉄道事業用資産)	-	2	3	-
	旧 第 50 項 (化製場)	4,004,519	1	2	2,002,260
条	旧 第 51 項 (飼料製造施設)	58,206	1	2	29,104

(その6) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額		
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第 1 項	① (旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	68,729,276	1	3	35,618,100	
		① (三島特例)	3,937,704	1	2	1,968,843	
	第 2 項	三島特例と法第三百四十九条の三各項との連乗	② (新線構築物)	-	1	6	-
			③ (新線立体交差化施設)	-	1	3	-
			④ (新造車両)	-	1	12	-
			⑤ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	6	-
			⑥ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	4	-
			⑦ (青函・本四 新線構築物)	-	1	12	-
			⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	6	-
			⑨ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	36	-
				-	1	18	-
				-	1	72	-
				-	1	36	-
				-	5	72	-
				-	1	30	-
				-	1	16	-
		-	1	24	-		
		-	1	18	-		
		-	1	20	-		
		-	1	6	-		
	-	1	3	-			
	-	1	12	-			
	-	1	4	-			
	-	3	8	-			
	-	1	12	-			
	-	1	6	-			
	-	1	4	-			
	-	3	8	-			
	-	1	3	-			
	-	5	12	-			
	-	1	4	-			
	-	1	3	-			
	-	1	5	-			
	-	3	8	-			
	-	3	10	-			
法五 附条 則第 十三 条	第 1 項	① (承継特例)	11,280	3	5	6,771	
原 則第 三 条	承継特例と法第三百四十九条の三各項との連乗	② (旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	4,414	-	-	2,124	
		③ (三島特例)	263	3	10	79	
		④ (三島・旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	3,147	-	-	1,537	
		第 2 項 (基盤整備事業)	3,148	-	-	1,537	
第 11 項	(三宅村特例)	10,326	1	2	5,163		
旧第 11 項	(立体交差化施設)	-	1	3	-		